

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

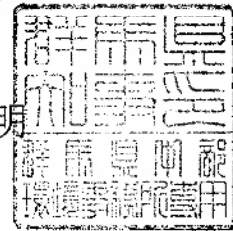
住 所 長野県小諸市大字平原309番地1

氏 名 イー・ステージ株式会社

代表取締役 鈴木宏信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 30年 2月 27日

許可の有効期限 平成 35年 2月 26日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集、運搬

### (2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特）磨石綿等、⑥特）燃え殻、⑦特）汚泥、⑧特）廃油、⑨特）廃酸、⑩特）廃アルカリ、⑪特）鉍さい、⑫特）ばいじん（以上1-2種類）

※⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

平成 25年 2月 27日 新規許可

平成 30年 2月 27日 更新許可

## 4 積替え許可の有無

有・無

## 5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アル カリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		-		-	-	-		-
アルキル水銀化合物(環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く。)		○		-	-	○	○	-
カドミウム又はその化合物	○	○		-	-	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		-	-	○	○	-
有機燐化合物		◎		-	-			
六価クロム化合物	◎	◎		○	○	◎	○	-
砒素又はその化合物	○	◎		-	-	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	-	-			
テトラクロロエチレン		○	○	-	-			
ジクロロメタン		-	-	-	-			
四塩化炭素		-	-	-	-			
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-			
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-			
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-			
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-			
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-			
1,3-ジクロロプロパン		-	-	-	-			
チウラム		-		-	-			
シマジン		-		-	-			
チオベンカルブ		-		-	-			
ベンゼン		-		-	-			
セレン又はその化合物	-	-		-	-	-	-	-
1,4-ジキサン		-		-	-		-	
ダイキシン類	-	-		-	-		-	-

